

## 令和4年度アトツギベンチャー創出支援事業委託業務 応募要項

次世代の県経済の担い手育成を進めるためには、企業の若手後継者（事業承継の前後は問わない。以下「アトツギ」という。）が、家業が持つ有形無形のリソースを活用し、ベンチャー企業のように果敢に新分野へ挑戦し、成長を志向する「アトツギベンチャー」を数多く創出する必要がある。

そのため、家業の変革や新市場への参入などに意欲のある県内のアトツギを対象に、新事業アイデアの創発・具体化を集中的に支援する「新事業創出プログラム」を実施し、モデルケースとなるアトツギベンチャーを創出するとともに、アトツギ間のコミュニティも構築し、県内に広くアトツギベンチャーマインドを醸成し、アトツギベンチャーの文化としての定着を図ることが求められている。

本要項は、こうした課題を解消するため、県内のアトツギを対象として、新事業創出プログラム参加者の募集、支援の集中的実施、テストマーケティングへの費用の助成及びピッチイベントなどを実施することにより、アトツギベンチャーの創出と文化の醸成を図るために、広く企画の提案者を公募し、契約者を選考するために定めるものです。

### 1 契約に付する事項

#### (1) 業務名

アトツギベンチャー創出支援事業委託業務

#### (2) 業務仕様書

別紙のとおり

#### (3) 業務の履行期間

契約の日から令和5年3月15日まで

#### (4) 限度額

14,468,492円（消費税及び地方消費税を含まない。）

### 2 企画提案競技に参加する者に必要な資格

(1) 公益財団法人大分県産業創造機構（以下「機構」という。）が委託する事業を適格に遂行する能力を有する法人又は中小企業経営力強化支援法に基づく認定経営革新等支援機関であること。

(2) 契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人及び営業の許可を受けていない未成年者）及び破産者で復権を得ない者でないこと。その他、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。

- (3) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
  - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
  - キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
  - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ※本要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合があります。

### 3 提出書類

企画提案競技に参加を希望する者は、次のすべての書類を提出してください。

- 企画提案の提出書類（提出部数：正本 1部、副本（正本の写し） 6部）
- ※全書類について、1部提出。A4サイズ。長辺綴じ（ファイル等による綴込みはしないこと。2穴パンチ位置を考慮して印刷し、ステープルは使用せず、ダブルクリップ等でとめること。）
- ①アトツギベンチャー創出支援事業委託業務企画提案書（様式1）
  - ②提案者概要書（様式2）
  - ③事業内容（様式3）
  - ④事業費積算書（様式4）
  - ⑤セミナー、イベント等開催実績（様式5）
  - ⑥誓約書（様式6）
  - ⑦定款（法人のみ）
  - ⑧役員名簿（法人のみ）
  - ⑨直近1年間の事業報告書、収支計算書等（書式は自由です。）

### 4 企画提案書の提出

3の提出書類については、次のとおり提出してください。

- (1) 提出期限
- 令和4年5月18日（水）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

持参または郵送により、下記の提出先に提出してください。

(3) 提出先

公益財団法人大分県産業創造機構おおいたスタートアップセンター  
〒870-0037  
大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル5F  
電話 097-534-2755

## 5 企画提案書の審査及び結果の通知

(1) 提案書の審査

「おおいたスタートアップセンター委託業務企画提案競技審査委員会」(以下、「審査委員会」という。)が評価点方式による順位付け及び協議を行い、受託者を選定します。

(2) プレゼンテーション

審査委員会の審査の際、提案者によるプレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションの実施日時及び場所については、別途通知します。

また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 審査基準

概ね次のとおりです。

- ・企画提案内容が現実的で、実施可能なものか。
- ・新事業創出プログラムは、アイデア創発・具体化やブラッシュアップなどの支援機会が十分設けられ、アトツギが新たな成長に意欲を持って踏み出せるよう工夫がなされているか。
- ・プログラム参加者の募集方法(セミナーの内容やPR手法等)に工夫があるか。
- ・ピッチイベント開催やメディア等との連携を通じて、県内中小企業経営者やアトツギに対し、アトツギベンチャーの認知・関心を高め、アトツギベンチャー文化が醸成されるよう工夫がなされているか。
- ・コミュニティ醸成の工夫がなされているか。
- ・本事業実施に関する知見、ノウハウ、実績を有しているか。
- ・関連機関との協力体制構築を行える体制であるか。
- ・事業終了後の継続的なフォローアップ等、参加者に有益な附随的効果が期待できるか。

(4) 審査結果の通知

審査の結果については、採択する事業を選定後、提案者あて通知します。

なお、審査等に関する照会、問い合わせには、一切応じられません。

## 6 業務委託契約の締結

機構は、審査の結果、受託者として選定された者と、事業内容及び委託金額について双方協議の上、機構契約事務規程に基づき、業務委託契約を締結します。

なお、審査の結果を踏まえて、提案内容及び金額の変更を求めることがあります。

## 7 受託者の変更

契約締結後であっても、提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合、又は、業務遂行能力がないと認められる場合等は、契約を解除し、受託者を変更することを妨げないものとします。

## 8 その他企画提案等にかかる留意事項

### (1) 説明書の承諾

提案者は、企画提案書の提出をもって、本説明書の記載内容を承諾したものとみなします。

### (2) 提出書類の返却

提出されたすべての書類は返却しません。また、この企画案に係る審査以外には使用しません。

### (3) 提案書類の追加、修正等

一旦提出された提案書類の差替え及び追加、削除は理由の如何に関わらず一切認めません。

### (4) 提案に係る費用負担

提案書類の作成及び提出等に要する費用は提案者の負担とします。

### (5) 提案者の欠格事由

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とします。

- ① 提案書類の提出期限を過ぎた場合。
- ② 提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- ③ 住所、氏名、印影若しくは重要な文書の誤脱、その他提出書類に虚偽の記載をした場合。
- ④ その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき。

### (6) 提案書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに連絡してください。

## 9 事業報告等

(1) 事業実施者は、事業実施状況について、別途指定する形式で報告書を作成し、機構あて提出すること。

(2) 機構は、中間報告書又は実績報告書を受領した場合、その書類の内容を検査し、必

要があるときは事業実施者に報告を求め、又は、機構職員に事務所への立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるなど必要な調査を行うことができる。

## 10 留意事項

- (1) 機構は、受託者に対して、事業の実施状況を勘案し、実施内容の変更を指示することができること。
- (2) その他、定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに大分県個人情報保護条例、大分県契約事務規則、会計規則及びその他の大分県が制定する関係条例規則等に従うこと。

## 11 本企画提案競技に関する問合せ先

公益財団法人 大分県産業創造機構

おおいたスタートアップセンター

〒870-0037

大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル5F

電話 097-534-2755

FAX 097-534-2760

### 【問い合わせ受付期間】

令和4年4月28日（木）から5月18日（水）まで（土日祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(別紙)

## 業 務 仕 様 書

### 1 業務名

令和4年度アトツギベンチャー創出支援事業委託業務

### 2 目的

次世代の県経済の担い手育成を進めるためには、企業の若手後継者（事業承継の前後は問わない。以下「アトツギ」という。）が、家業が持つ有形無形のリソースを活用し、ベンチャー企業のように果敢に新分野へ挑戦し、成長を志向する「アトツギベンチャー」を数多く創出する必要がある。

そのため、家業の変革や新市場への参入などに意欲のある県内のアトツギを対象に、新事業アイデアの創発・具体化を集中的に支援する「新事業創出プログラム」を実施し、モデルケースとなるアトツギベンチャーを創出するとともに、アトツギ間のコミュニティも構築し、県内に広くアトツギベンチャーマインドを醸成し、アトツギベンチャーの文化としての定着を図る。

### 3 限度額

14,468,492円（消費税及び地方消費税を含まない。）

### 4 委託業務の実施期間

契約の日から令和5年3月15日

### 5 委託業務内容

#### (1) 新事業創出プログラムの参加者の募集・PR

- ・家業の変革や新市場への参入による新たな成長を志向する概ね40歳未満のアトツギを対象に、本プログラムへの参加者を10名募集すること。
- ・応募要件については、事前に委託者と協議の上決定すること。
- ・本事業の紹介や参加者の募集、イベントの告知などを行うホームページを作成の上、多くの応募がなされるよう、当該ホームページやSNS等を活用して幅広く事業のPRを行うこと。
- ・募集と併せて、本プログラムへの参加誘因及び新事業創出の知見を広げるため、県内外の著名な講師または先進的なアトツギ等を招聘し、参加者数20名程度のアトツギ向けセミナーを1回程度開催すること。
- ・プログラム参加者の募集期間は最低2週間以上設けること。
- ・プログラム応募者の採択にあたっては、委託者と協議の上、適切な選定プロセスを経ること。

## (2) 新事業創出プログラムの実施

- ・参加者10名に対し、新事業創出のために必要な支援を、7ヵ月間程度（月1回以上）集中的に実施すること。
- ・プログラムの全体カリキュラム、工程表を作成し、事前に委託者の承認を得ること。
- ・プログラム開始前に、参加者それぞれと面談し、それぞれのニーズや目標、支援の方向性等を記載した支援報告書（任意様式）を作成し、委託者に提出すること。
- ・プログラムの実施形態（オンライン実施など）については指定しないが、参加者の利便性、支援の効率性等を十分考慮すること。
- ・支援の内容については、既存経営資源の活用による新規事業・業態転換・新市場参入に関する助言やアイデア創発機会の確保、アイデアを具体化するにあたり必要となるパートナー等の紹介及びネットワーク形成に関する助言、事業計画のブラッシュアップ、チームビルディングに関する助言、販路拡大に関する助言・紹介、新事業の社内の合意形成サポートなどとする。
- ・支援の進捗状況を、任意の様式で委託者に毎月報告すること。
- ・受託者が参加者への支援に際して必要と認める場合には、適宜、外部専門家等を活用することができる。なお、その際の費用は本事業の委託料から拠出すること。
- ・本プログラムには以下のコンテンツも盛り込むこと。
  - ✓ 県内外アトツギとの交流を通じ、マインドセットの向上やビジネスプランのブラッシュアップの機会を設ける。
  - ✓ 参加者のプレゼンスやモチベーションを高めるため、県内メディアへの露出機会を設ける。
- ・プログラム参加者を中心としたアトツギコミュニティを構築・運営すること。また、当該コミュニティは、プログラム参加者以外のアトツギも加入できるようにし、次年度以降の参加者募集や、アトツギベンチャーに関する知見提供などに活用できるよう工夫すること。
- ・参加者を、国・自治体や民間企業・団体などが実施するビジネスプランコンテストやピッチイベント等へ積極的に出場させるよう努めること。

## (3) テストマーケティング支援の実施

- ・参加者10名へ1名あたり30万円を上限（消費税等抜き）に、テストマーケティングにあたり必要な費用の助成を行うこと。具体的には、以下の①～④に係る費用とし、人件費や備品の購入費には充当しないこと。
  - ①プロトタイプ製作に要する費用
  - ②新製品・サービスの納入先候補となる県外事業者等への事業提案に要する費用
  - ③クラウドファンディング等に要する費用

④上記以外のテストマーケティングに係る費用で委託者が認めたもの  
上記①～④の項目に要する対象経費は、以下の科目とする。

- a. 旅費・交通費
- b. 通信運搬費
- c. 資材購入費
- d. 外注費
- e. 印刷製本費
- f. 使用料及び賃借料
- g. 専門家謝金
- h. 委託料

- ・支援に際しては、効果的に行えるように助言、指導等を行うこと。
- ・支出関連書類の整備・保管

各対象経費に要する経費については、契約書記載の様式により経費項目等を適切に管理するとともに、支出証拠書類を整備・保管すること。なお、精査に伴い、未使用分がある場合には、当該金額について減額した変更契約を締結するものとする。

#### (4) ピッチイベントの開催

- ・アトツギベンチャーの機運醸成に向け、プログラム参加者による新規事業のピッチイベントを開催すること。
- ・イベントは、リアル・オンラインの同時開催とする。
- ・イベントのプログラムは、県内中小事業者の経営者やアトツギに対し、アトツギベンチャーへの認知・関心を高め、新たな取り組みへチャレンジする後押しとなるよう工夫すること。
- ・本イベントの目的を達成する上で、本事業委託料の範囲内においてピッチイベント開催以上に効果的な手法が実施可能であれば、提案によりピッチイベントに代えることも可とする。

#### (5) 報告書の作成

委託業務実施の内容及び成果をまとめた報告書を作成すること。

#### (6) その他

- ・感染症予防対応のため、本仕様書の内容を実施することができない場合又は不適切と判断される場合については、委託者と協議の上、中止又は実施方法等の変更を行う。なお、その場合において、委託金額の減額の必要がある場合には、委託金額の減額変更を行うものとする。
- ・本プログラムの名称やロゴなどは、委託者と協議の上、自由に製作して良いものと

するが、翌年度以降も使用できるよう、その著作権は委託業務終了後、委託者へ無償で譲渡するものとする。

(様式1)

令和4年度アトツギベンチャー創出支援事業委託業務 企画提案書

年 月 日

公益財団法人大分県産業創造機構  
理事長 吉村 恭彰 殿

所在地

法人名

代表者

印

令和4年度アトツギベンチャー創出支援事業委託業務に、別紙のとおり関係書類を添えて応募します。

【担当者連絡先】

所 属

---

役 職 名

---

氏 名

---

電 話 番 号

---

F A X 番 号

---

メールアドレス

---

(様式2)

## 提案者概要書

年 月 日現在

名 称		
事務所の所在地	主たる事務所	〒 ー
	県内の事務所	〒 ー
設立年月日		
主な事業の概要		
収支状況	収入	千円
	支出	千円
職員数	常勤職員数	人
	非常勤職員数	人
提案事業内容 (概要)		
その他特記事項		

※団体案内 (パンフレット等)があれば添付してください。

(様式3)

## 事業内容

### (1) 事業コンセプト

※事業全体の実施方針、ねらい等について記載してください。

### (2) 業務ごとの具体的な実施方法

※業務内容毎に、具体的な実施方法等について記載してください。

※プログラム参加者やピッチイベント参加者の募集に対する効果的な工夫についても記載してください。

①新事業創出プログラムの参加者の募集・PR

②新事業創出プログラムの実施（カリキュラム、支援内容、外部専門家の活用及びアトツギコミュニティの構築・運営等）

③テストマーケティング支援の実施

④ピッチイベントの開催

### (3) 想定スケジュール

※事業の実施スケジュールの案を記載してください。様式は特に定めませんので任意の方式でご記入ください。

※採択後、会場、講師の都合等により変更が生じた場合は、機構との協議の上変更が可能です。

### (4) 実施に係る独自の取組

※委託業務をより効果的に実施するために工夫する点について記載してください。

**(5) 関係者との連携**

※実施に当たって連携する事業体がある場合は、その内容について記載してください。

**(6) 参加者への事業終了後のフォローアップについて**

※事業終了後の参加者への継続支援の内容等について記載してください。

**(7) その他**

※その他、本事業実施に当たって工夫する点等があれば記載してください。

(様式4)

## 事業費積算書

※本事業の実施に必要な経費をすべて記載すること。

※参加者から資料代実費相当額を「参加費」として徴することは差し支えない。

その場合は、積算額から当該参加費を差し引いた額を「差引事業費」とする。

区 分	金額 (円)	備 考
1 人件費		
2 謝金・報償費		
3 旅費・交通費		
4 通信運搬費		
5 消耗品費		
6 資料印刷費		
7 広告宣伝費		
8 会場借上料		
9 委託料		
10 その他事業に必要となる 経費		
11 一般管理費 (上記事業費の8%程度)		
12 合 計		
13 参加費		
14 差引事業費 (12 — 13)		



(様式6)

## 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、公益財団法人大分県産業創造機構が必要とする場合は、大分県を通じて、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

### 記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
  - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
  - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
  - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和4年 月 日

公益財団法人 大分県産業創造機構  
理事長 吉村 恭彰 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

---

法人・団体名

---

(ふりがな)

代表者氏名

---

㊞

代表者生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日(男・女)

---

※ 大分県及び公益財団法人大分県産業創造機構では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。